

仕 様 書

- 1 委託内容 県議会広報紙「にいがた県議会だより」の新聞折込に関する業務
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 折込時期及び回数 5月上旬(第97号)、8月下旬(第98号)、11月下旬(第99号)及び2月上旬(第100号)の年4回
折込期日については、予定であり、折込の都度、県議会事務局議事調査課と協議の上、定めるものとする。
- 4 広報紙の規格 タブロイド判、2つ折り、4ページ
- 5 折込地域 県内全市町村
- 6 契約方法 単価契約（「にいがた県議会だより」1部当たりの単価）
- 7 折込部数 97号は、461,430部（予定）とする。
それ以降の号の部数については、折込の都度、県議会事務局議事調査課と協議の上、定めるものとする。
- 8 折込新聞 新潟日報、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞
- 9 特別条件 新聞折込部数を定期的に調査し、その都度、結果を県議会事務局議事調査課に報告するものとする。

<参考：令和7年度の折込部数>

- 第93号（5月18日発行）：484,630部
- 第94号（8月24日発行）：473,130部
- 第95号（11月30日発行）：473,130部
- 第96号（2月1日発行）：461,430部